

姫路市検査事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が締結した請負工事（以下「工事」という。）及び工事に関する設計、測量又は調査業務委託（以下「建設関連業務委託」という。）（以下これらを「工事等」という。）につき、検査員が行う検査事務について、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 検査員 姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号。以下「規則」という。）第42条第2項に規定する検査員をいう。
- (2) 指定検査員 検査員のうち、工事技術検査室以外の部、課、室等に所属する者であって工事技術検査室と兼務していないものをいう。
- (3) 兼務検査員 検査員のうち、工事技術検査室以外の課、室等に所属する者であって工事技術検査室と兼務しているものをいう。
- (4) 専任検査員 検査員のうち、工事技術検査室に所属している者をいう。
- (5) 工事担当課 工事等の施工を主管する課等をいう。
- (6) 工事担当課長 工事担当課の長及び主幹をいう。
- (7) 工事担当部長 工事担当課の属する部等の長をいう。
- (8) 工事担当局長 工事担当課の属する局等の長をいう。

(指定検査員及び兼務検査員の指名)

第3条 工事技術検査室長は、工事担当部長の申出により、工事担当課の工事等の検査を行うため、工事担当部長が所管する課等の長又は主幹を指定検査員として指名することができる。

- 2 工事技術検査室長は、工事担当局長の申出により、工事担当課の工事等の検査を行うため、工事担当部長を指定検査員として指名することができる。
- 3 工事技術検査室長は、専任検査員による検査が困難又は不適当な工事等の検査を行うため、所属長の同意を得て、係長及び課長補佐級の技術職員を兼務検査員と

して指名することができる。

(検査の区分)

第4条 指定検査員（工事担当課長）は、規則第27条第1号に規定する軽易な工事等（以下「軽易な工事等」という。）の検査について、自ら所管する工事等の検査を行うことができ、建設関連業務委託並びに契約金額が1,000万円未満の工事（軽易な工事等を除き、単価契約の工事を含む。）（以下「小規模工事」という。）のうち、工事技術検査室長が指定する工事等の検査を行うものとする。また、指定検査員（工事担当部長）は、建設関連業務委託、小規模工事及び軽易な工事等の検査について、自ら所管する工事等の検査を行うことができる。

- 2 専任検査員は、指定検査員が行う検査の対象となる工事等以外の工事等（以下「対象工事等」という。）の検査を行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、建設関連業務委託、小規模工事、軽易な工事等その他特に適当と認めた工事については、工事担当課長の確認をもって検査員による検査とすることができます。
- 4 兼務検査員は、工事技術検査室長が対象工事等の検査の集中その他の理由により専任検査員による検査が困難又は不適当と認めた場合において、建設関連業務委託及び小規模工事のうち、工事技術検査室長が指定するものの検査を行うものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、工事技術検査室長は、契約金額が1,000万円以上の工事（以下これらを「標準工事」という。）の検査の集中その他の理由により専任検査員による検査が特に困難又は不適当と認めたときは、兼務検査員に対象工事等の検査をさせることができる。
- 6 工事技術検査室長は、標準工事の検査の集中その他の理由により専任検査員による検査が特に困難又は不適当と認めたときは、指定検査員に対象工事等の検査をさせることができる。

(検査の種類及び時期)

第5条 検査員の行う検査の種類及びその時期は、次のとおりとする。

種類		時期
名称	内容	
完了検査	姫路市契約規則等に規定する書類の様式に関する要綱(昭和62年6月20日制定。以下「様式要綱」という。)第2条第7号アに規定する契約書(以下「請負契約書」という。)第32条第2項(同契約書第39条第1項において準用する場合を含む。)(建設関連業務委託にあっては、様式要綱第2条第7号ウに規定する契約書第30条第2項)に基づく検査	工事等が完了(一部完了を含む。)したとき。
出来高検査	請負契約書第38条第4項に基づく検査等部分払に必要な検査	工事が所定の工程に達し、請負人から部分払の請求があったとき、又は工事の打切り、契約の解除若しくは災害の発生等のため工事の既済部分に対して支払をしようとするとき。
中間検査	工事の進捗状況及び施工技術等工事の実態の把握並びに工事成績の評定の参考とするため、工事施工中に検査員が臨場して行う検査	特別な事情により請負契約書第34条に基づく目的物の引渡し前に部分使用が生じたとき、又は完了検査時に検査ができない部分があるとき。

(1) 基礎検査	杭打工、土工、石材工、コンクリート工、路床工及び路盤工等の基礎工事について行うもの	基礎工事施工中
(2) 埋設構造物検査	埋設構造物について行うもの	埋設構造物の完成後埋戻し前
(3) 型枠及び配筋検査	型枠及び鉄筋組立てについて行うもの	型枠及び鉄筋組立て施工がおおむね完了したとき。
(4) 構造検査	工作物の構造について行うもの	木造、鉄骨造若しくは鉄筋コンクリート造等の建て方が完了したとき又は鉄筋コンクリート若しくは躯体コンクリートの打設が完了したとき。
(5) 配管検査	隠ぺいされる配管について行うもの	配管がおおむね完了し、隠ぺいされるまでの間
(6) その他検査	必要と認める事項について行うもの	必要な都度

(検査依頼)

第6条 工事担当課長は、前条の表左欄の検査について同表右欄の時期に達したときは、その内容を確認し、検査員が当該工事等の検査に必要とする書類を添えて工事技術検査室（指定検査員が建設関連業務委託、小規模工事及び軽易な工事等の検査を行う場合については、工事担当部、標準工事の検査を行う場合については、工事担当局）に検査の依頼をしなければならない。ただし、指定検査員（工事担当課長）が自ら所管する工事等の検査を行う場合にあっては、当該依頼を省略することができる。

2 検査の依頼は、当該確認をした日から7日以内にしなければならない。ただし、建設関連業務委託にあっては5日以内にしなければならない。

3 次条第7項の規定による手直し後の完了検査の依頼は、完了検査手直し通知書において指定した期限までにしなければならない。

(検査の方法及び処置)

第7条 検査員は、検査を実施する前に、あらかじめ検査の対象となる工事等に係る契約書、仕様書及び設計書、施工写真その他の関係書類（以下「契約書等」という。）を熟知しておかなければならない。

2 検査員は、契約書等に基づき、必要に応じて、当該契約に係る請負人及び監督員（規則第42条第2項に規定する監督員をいう。）の立会いを求め、公正かつ的確に検査を実施しなければならない。

3 検査員は、必要があると認めたときは、請負人に対し、検査目的物の一部の破壊その他の措置を要求し、検査を実施するものとする。

4 検査員は、検査の結果、合格と認めたときは、工事担当課長に検査合格の通知をしなければならない。ただし、工事担当課長が指定検査員として自ら所管する工事等の検査を行う場合は、当該通知を省略することができる。

5 検査員は、検査の結果、契約書等と相違ある部分を認めたときは、工事技術検査室長（指定検査員にあっては工事担当部長）に報告し、その指示を受け、完了・出来高・中間検査手直し通知書により、期限を指定して補修、改造その他必要な処置を取るよう工事担当課長に通知しなければならない。ただし、工事担当課長が指定検査員として自ら所管する工事等の検査を行う場合は、当該通知を省略することができる。

6 工事担当課長は、前項の通知を受けたとき（工事担当課長が指定検査員として自ら所管する工事等の検査を行う場合は、検査の結果、契約書等と相違ある部分を認めたとき）は、請負人（建設関連業務委託にあっては、委託業者）に工事等の手直しを命ずるものとする。

7 検査員は、工事担当課長から前項の手直しが完了し、手直し後の完了検査の依頼があったときは、再検査を実施しなければならない。ただし、工事担当課長が指定検査員として自ら所管する工事等の検査を行う場合は、当該依頼を省略することができる。

(報告等)

第8条 専任検査員は、毎月10日までに前月中の検査の実施状況を工事技術検査

室長に報告しなければならない。

2 検査員は、検査を行ったときは、工事技術検査室長（指定検査員（工事担当課長））が建設関連業務委託、小規模工事及び軽易な工事等の検査を行う場合については工事担当部長、指定検査員（工事担当課長）が標準工事の検査を行う場合については工事担当局長、指定検査員（工事担当部長）が工事等の検査を行う場合については工事担当局長）に報告するとともに、その結果を工事担当課長に通知するものとする。ただし、工事担当課長が指定検査員として自ら所管する工事等の検査を行う場合は、当該通知を省略することができる。

（成績評定）

第9条 検査員は、完了検査終了後、別に定める要領により、工事等ごとにそれぞれの成績を厳正に評定しなければならない。ただし、軽易な工事等を除く。

2 検査員は、工事技術検査室長に前項の規定により評定した結果（以下「評定結果」という。）を報告しなければならない。

3 工事技術検査室長は、工事に係る評定結果を当該工事の請負人に通知するとともに、市政情報センター及び市のホームページにおいて評定点合計及び評定を公表するものとする。

4 工事技術検査室長は、評定結果に係る工事等の請負人及び委託業者から評定結果の照会（様式第1号）があったときは、速やかに工事等成績評定結果回答書（様式第2号）により回答するものとする。

（評定結果の通知）

第10条 評定結果の通知は、工事成績評定結果通知書（様式第3号。以下「通知書」という。）を工事の請負人に郵送することにより実施する。

2 評定結果の通知は、原則として、工事の検査日の翌日から直近の四半期の末日までに行うものとする。ただし、工事の検査日の翌日から直近の四半期の末日までの期間が30日未満のときは、直近の四半期の次の四半期の末日までに行うものとする。

（評定結果の修正）

第11条 市長は、職権により、適時に評定結果を修正することができる。この場

合において、市長は、前条に定めるところにより、速やかに修正後の評定結果を工事の請負人に通知するものとする。

(通知書等の写しの交付)

第12条 前2条の規定により通知を受けた者は、市長に対し、通知書又は別に定める要領に基づく工事成績評定表（以下これらを「通知書等」という。）の写しの交付を求めることができる。

2 通知書等の写しの交付を求めようとする者は、工事技術検査室長に工事成績評定結果通知書等の写し交付申請書（様式第4号）を提出しなければならない。

3 市長は、当該通知書等が交付された日の属する年度の翌年度から起算して3年度に限り、通知書等の写しの交付を行うことができる。

(意見の申出)

第13条 第10条及び第11条の規定により通知を受けた者は、市長に対し、評定結果について意見を申し出ることができる。

2 前項に定める意見の申出をしようとする者（以下「申出人」という。）は、当該通知を受けた日から起算して14日以内に、工事技術検査室長に工事成績評定結果（再）意見申出書（様式第5号）を提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する申出書が提出されたときは、工事成績評定結果意見申出回答書（様式第6号。以下「回答書」という。）により回答する。

(再意見の申出)

第14条 回答書の交付を受けた申出人は、市長に対し、評定結果について、1回に限り、再意見の申出をすることができる。

2 前項の申出の手続については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「当該通知書」とあるのは「当該回答書」と読み替えるものとする。

3 市長は、第1項の規定による再意見の申出があったときは、再意見申出に対する回答書（様式第7号）により回答する。

(委員会の設置)

第15条 前条の規定による申出に適切に対応するため、姫路市工事成績評定結果委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の組織)

- 第16条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長は、道路建設部長をもって充てる。
- 3 委員は、財務部長、農林水産部長、まちづくり部長、市街地整備部長をもって充てる。
- 4 委員長に事故があるとき、委員長が欠けたとき、又は委員長が次項の規定により委員会に出席できないときは、市街地整備部長がその職務を代理する。
- 5 委員長及び委員は、その所属に係る案件が議題となる委員会には出席することができない。
- 6 委員会は、必要に応じて、工事に係る成績を評定した者の意見を聴取することができる。

(委員会の招集)

第17条 委員会の会議は、工事技術検査室長の要請に応じて委員長が招集する。

(委員会の事務)

第18条 委員会は、工事成績評定結果について工事の請負人から再意見の申出があったときに、工事技術検査室長の要請に応じて当該工事成績評定結果及び当該意見について検討し、その結果を工事技術検査室長に対し回答するものとする。

- 2 委員長は、検討事項の内容が軽易であると認められるものについては、持回りにより検討することができる。

(委員会の庶務)

第19条 委員会の庶務は、工事技術検査室において処理する。

(補則)

第20条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

姫路市検査事務処理要綱（昭和46年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月14日から施行する。